

彦根市：埋蔵文化財調査の手引き

この度は、埋蔵文化財保護行政にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。本市では、埋蔵文化財について以下の方法で対応させていただいております。内容をご理解いただき、必要書類をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【一般開発の場合】

周知の遺跡の範囲外の場合

周知の遺跡の範囲外ですが、当課で再確認のための調査をさせていただきます。つきましては、事業計画の範囲と計画の概要（簡単なもので結構です。）がまとまりましたら、彦根市教育委員会教育長宛に「確認調査依頼」(様式 A) (1 通) を当課にご提出ください。当課で現地を再確認いたします。この種の調査件数はひじょうに多くなりますので、書類のご提出は、事業の着手時期に関係なく、まとまりしだい早めをお願いいたします。

なお、確認調査に伴う費用負担はありません。

周知の遺跡の範囲内：試掘調査の場合

周知の遺跡内であり、まず試掘調査を実施して遺構等の有無を確認させていただくものです。つきましては、工事着工の 60 日前までに、滋賀県教育委員会教育長宛に「発掘届」(様式 6・7) (2 通) と彦根市教育委員会教育長宛に「発掘調査依頼」(様式 22) (1 通) を当課にご提出ください。60 日前までとなっていますが、試掘調査の結果、遺構等が確認され本格的な発掘調査を実施することになりますと、工事着工までに日数を要します。早めにご提出ください。

なお、試掘調査の日程等は、ご提出いただいた「発掘届」により滋賀県教育委員会から「発掘通知」が返信された時点で協議させていただきます。試掘調査に伴う費用負担はありませんが、本発掘調査になった場合の費用は原因者負担が原則となっています。ご了解ください。また、調査により重要な遺構などが発見された場合には、その保存と活用について別途協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

周知の遺跡の範囲内：立会調査の場合

周知の遺跡の範囲内ですが、工事の内容から工事に伴う立会調査とさせていただきます。つきましては、工事着工の 60 日前までに、滋賀県教育委員会教育長宛に「発掘届」(様式 6・7) (2 通) と彦根市教育委員会教育長宛に「工事立会依頼」(様式 B) (1 通) を当課にご提出ください。

なお、立会調査に伴う費用負担はありませんが、立会調査により遺構や遺物が確認された場合には、本発掘調査実施します。本発掘調査の費用負担は原因者負担となりますので、ご了解ください。

周知の遺跡の範囲内：慎重工事の場合

過去に調査が実施されている箇所の再工事（造成工事で調査された箇所の開発など）の場合。

工事着工の 60 日前までに、滋賀県教育委員会教育長宛に「発掘届」(様式 6・7) (2 通) を当課にご提出ください。

【個人住宅の場合】

周知の遺跡の範囲内：立会調査の場合

周知の遺跡内であり、基礎工事に際して立会調査をさせていただきます。つきましては、工事着工の60日前までに、滋賀県教育委員会教育長宛に「発掘届」(様式 6・7) (2通)と彦根市教育委員会教育長宛に「工事立会依頼」(様式 B) (1通)を当課にご提出ください。また、基礎工事の予定が決まりましたら、当方までご連絡ください。立会調査を実施させていただきます。立会調査により遺構や遺物が確認された場合には、本発掘調査を実施しますのでご了解ください。また、調査により重要な遺構や遺物が発見された場合には、その保存と活用について別途協議させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、立会・本発掘調査に伴う費用負担はありません。

周知の遺跡の範囲内：試掘調査の場合

地盤改良工事として「柱状改良」や「鋼管杭打ち」を実施される場合には地下遺構が大きく損傷されるため、試掘調査を実施します。つきましては、工事着工の60日前までに、滋賀県教育委員会教育長宛に「発掘届」(様式 6・7) (2通)と彦根市教育委員会教育長宛に「発掘調査依頼」(様式 22) (1通)を当課にご提出ください。60日前までとなっていますが、試掘調査の結果、遺構等が確認され本格的な発掘調査を実施することになりますと、工事着工までに日数を要します。早めにご提出ください。

なお、試掘調査・本発掘調査に伴う費用負担はありません。

※ 上記書類の提出時に「柱状改良」等の地盤改良工事の予定がなくても、その後、ボーリング調査結果等により改良工事を実施されるケースがあります。その際には、立会調査から試掘調査に変更させていただくこととなりますので、「内容変更届」(様式 9)をご提出ください。

周知の遺跡の範囲内：慎重工事の場合

過去に試掘調査等の調査が実施されている箇所の再工事（宅地造成工事で調査された箇所の住宅建築など）の場合。

工事着工の60日前までに、「発掘届」(様式 6・7) (2通)を当課にご提出ください。

「遺跡地図」は彦根市教育委員会のホームページでもご覧いただけます。

また、各「届出書」もダウンロードが可能です。

<http://www.city.hikone.shiga.jp/edu/>

(彦根市教育委員会 → 文化財課 → 埋蔵文化財 → 彦根市埋蔵文化財一覧
・届出書ダウンロード)

彦根市教育委員会 文化財部 文化財課

TEL : 0749-26-5833 FAX : 0749-26-5899